別紙10（裏）

保育料を納める場所

1 札幌市指定金融機関（北洋銀行）
2 札幌市収納代理金融機関
(1) 道内の[illegible]銀行・三菱ＵＦＪ銀行・[illegible]銀行・[illegible]銀行・北海道銀行・北陸銀行・[illegible]の本支店
(2) [illegible]信用金庫・[illegible]信用金庫・[illegible]信用金庫・北門信用金庫・[illegible]信用金庫・[illegible]信用金庫・[illegible]信用金庫・[illegible]信用金庫・[illegible]信用金庫・北海道労働金庫の本支店[illegible]
(3) [illegible]銀行・みちのく銀行・[illegible]銀行・七十七銀行・[illegible]・三菱ＵＦＪ信託銀行・[illegible]銀行・[illegible]銀行・[illegible]・[illegible]信用組合・札幌中央信用組合・[illegible]信用組合・[illegible]信用組合・あすか信用組合・[illegible]・[illegible]・[illegible]組合の本支店[illegible]
(4) 札幌市内に所在するゆうちょ銀行の支店その他の営業所及び郵便局
3 [illegible]

（手書き：第四北越銀行）

[illegible]ゆうちょ銀行または[illegible]で納付された場合は、納付の確認に2週間[illegible]

（お問い合わせ先）
札幌市子ども未来局施設運営課保育料係
電話番号（011）211－2987

開け方

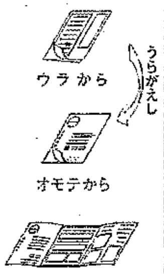

オモテ・ウラの2回開けてください。

表と裏の矢印の方向にゆっくりはがして中をご覧ください。

万一、このはがきが湿っている場合は、十分に乾かしてから開けてください。

① 矢印方向へゆっくりとはがしてご覧ください。

郵便はがき

1 延滞金がかかります

納期限後に納められる場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、通知金額に下記の割合を乗じて計算した延滞金が加算されます。なお、通知金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、通知金額が2,000円未満のときは、その金額を切り捨てます。また、延滞金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、延滞金額が1,000円未満のときは、その金額を切り捨てます。

(1) 納期限の翌日から1月を経過する日まで
「特例基準割合（注）＋年1%」と「年7.3%」を比較して低いほうの割合
(2) 納期限の翌日から1月を経過した日以降
「特例基準割合（注）＋年7.3%」と「年14.6%」を比較して低いほうの割合
（注）当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合となります。

（手書き：延滞金特例基準割合）

2 差押えを受けることがあります

この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産の差押えを受けることがあります。

納付についてのご相談は、札幌市子ども未来局施設運営課保育料係（☎011－211－2987）までご連絡ください。

○不服申立て

この督促（以下、「処分」といいます。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は、札幌市長となります。）を被告として取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求や処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。